

発議第 2 号

平成 3 1 年 2 月 2 1 日

木津川市議会議長 高味 孝之 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第 1 1 2 条及び木津川市議会会議規則第 1 4 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

下水道使用料にかかる消費税率及び地方消費税率の税率を条例に明記すること
で消費税率等に変更があった場合に、市議会での条例改正を必要とするため。

木津川市条例第 号

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

木津川市公共下水道使用料徴収条例（平成 19 年木津川市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 29 条に規定する税率」の次に「(100 分の 6.3)」を、
「第 72 条の 83 に規定する税率」の次に「(63 分の 17)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（発議第2号）

木津川市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
（使用料の算定方法）	（使用料の算定方法）
第6条 使用料の額は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量（以下「汚水排除量」という。）に応じ、別表に掲げる量率により算定した合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率 <u>（100分の6.3）</u> を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率 <u>（63分の17）</u> を乗じて得た金額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	第6条 使用料の額は、使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水量（以下「汚水排除量」という。）に応じ、別表に掲げる量率により算定した合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
第7条～第12条（略）	第7条～第12条（略）